

はつらつセンター事業

はつらつセンター事業は、地域住民の参加と協力のもとに、家に閉じこもりがちな高齢者に生きがいとなるような集まりの場を提供し、介護状態になることを防止して、健康で元気に生活していただくためのさまざまな事業を実施する団体に運営経費の一部を助成する委託事業です。

【事業内容】

- 趣味・生きがい活動として、グラウンドゴルフ、カラオケなど。
- 地域における交流事業として、会食、こどもとの交流、ボランティアでの奉仕作業など。
- あったかとしぎ体操
- 教養講座の開催、介護予防講座として体操や介護予防教室など。

【事業対象団体及び実施方法】

- 上記「事業内容」を適切に運営できると認められる地域の任意団体（自治会等）に事業を委託して実施します。
- 事業は、委託を受けた団体がおおむね65歳以上の方を対象に地域にある施設（自治会公民館等）で実施します。
- 委託期間は、1年間とし、毎年更新して事業を継続します。

【委託料】

事業実施回数	事業運営費	初年度設備費
月4回以上	月額 10,000 円	200,000 円
月2回以上月4回未満	月額 5,000 円	事業開始初年度のみ

※団体の事情に応じて事業実施回数が選択できます。

※事業実施回数は実施期間中における月平均の回数となります。

※老人クラブや趣味の団体等との共催事業も実施回数に含めることができます。

○事業運営費

消耗品の購入、講習などを受けた場合の講師料など

○初年度設備費

備品（グラウンドゴルフの道具、そば打ちの用具、座椅子など）の購入、修繕工事（公民館の玄関バリアフリー工事、トイレの改修手すりの取り付けなど）

【事業実施の流れ】

- ①事業の委託を受けようとする自治会等の団体は、事業実施申請書に団体の構成員表、事業計画書、収支予算書を添付し、市に提出します。
- ②市は、①の申請書等を審査し、委託を決定した場合は、委託する団体と委託契約を締結します。
- ③委託を受けた団体は、1年間の事業完了後1か月以内に、事業実施報告書に事業実績報告書、年間活動報告書、収支決算報告書を添付し、市に提出します。

【問合せ】

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進係	☎21-2247（市役所本庁舎2階）
栃木中央地域包括支援センター	☎21-2245（市役所本庁舎2階）
吹上地域包括支援センター	☎31-1002（吹上公民館内）
皆川地区包括支援センター	☎22-3991（皆川公民館内）
寺尾地区包括支援センター	☎31-1120（寺尾公民館内）
国府地域包括支援センター	☎27-3855（国府公民館内）
大宮地区包括支援センター	☎28-2113（大宮公民館内）
大平地域包括支援センター	☎43-9226（大平総合支所内）
藤岡地域包括支援センター	☎62-0911（藤岡総合支所内）
都賀地域包括支援センター	☎28-0772（都賀総合支所内）
西方地域包括支援センター	☎92-0032（西方総合支所内）
岩舟地域包括支援センター	☎55-7782（岩舟総合支所内）